

「川の駅はちけんや」 はちけんや案内所運営使用規程

NPO 法人大阪水上安全協会

第1条（目的）

NPO 法人大阪水上安全協会（以下、「協会」という）は、河川法に基づき占有許可を受けた賑わい施設「川の駅 はちけんや」に設置されたはちけんや案内所（以下、「案内所」という）及び共用部として利用するコミュニティスペースの運営に関して必要な事項を定め、もって水辺の開かれた交流拠点にすることを目的とする。

第2条（使用する対象者）

案内所を利用できるのは、水辺を活用して賑わいをもたらす活動をする団体で、協会が認めたものとする。

第3条（業務内容）

使用者は協会の許可を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）水辺及び舟運の活用
- （2）水辺の活動及び舟運の情報発信
- （3）来場者の交流促進
- （4）八軒家浜及び周辺の案内
- （5）舟運（観光船）事業の業務等

第4条（使用時間）

案内所は、原則として9:00～22:00まで使用できるものとする。

- 2.協会は、必要があると認めるときは使用時間を変更し、又は臨時に休業を定めることができるものとする。
- 3.協会は、災害発生等の非常時における河川管理者の要請があった場合には使用を停止することができる。

第5条（使用受付）

協会は、使用日の2日前の11時までに使用申請書（様式1）に基づいて予約を受け付けて使用許可を出すものとする。

- 2.前項の予約は原則として、2か月前より受け付けるものとする。
- 3.使用日時が重複した場合は、協会の調整により決定する。

第6条（使用方法）

協会は、案内所及びコミュニティスペースの使用予約により指定した時間割で使用させることができる。

- 2.案内所及びコミュニティスペースを同時に2社以上が使用する場合は、協会の指導に基づいて使用する。
- 3.案内所及びコミュニティスペースの使用にあたり、河川管理者（大阪府）、株式会社はちけんやとの契約及び諸規定は遵守すること。
- 4.共用部であるコミュニティスペースは公共空間であることを理解した上で、利用者が自由に使うことのできる場所とする。但し、催し等で一定時間占用する場合は、事前に申し出をし、協会と協議をすること。

第7条（行為の禁止）

協会は、次に掲げる行為を禁止事項とし、使用者及び来場者へ周知を行うものとする。

- （1）案内所及びコミュニティスペースを損傷する行為
- （2）施設周辺の住民の迷惑となるような行為
- （3）案内所及びコミュニティスペースにおける火気の使用
- （4）案内所及びコミュニティスペースに油・ごみ・空き缶・その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- （5）その他、案内所及びコミュニティスペースの管理上支障をきたすおそれのあること。
- （6）同業他社の営業を妨害する行為
- （7）許可なしにコミュニティスペースを排他的占有する行為

第8条（清掃美化）

使用者は案内所及びコミュニティスペースを使用後は片づけ、清掃を実施し、現状復帰をしなければならない。

第9条（事故防止）

案内所及びコミュニティスペースの利用者は、事故防止のため、秩序維持・安全管理に努めるものとする。

第10条（安全点検）

使用者は案内所及びコミュニティスペースに異常を認めた場合や、不審者を発見した場合は、協会及び関係先に報告しなければならない。

第 1 1 条（使用料の徴収）

協会は、第 3 条の各業務執行により発生する諸費用に充当するため、使用者から使用料を徴収することができる。

2.使用料は別途定める。（別紙－ 1）

3.次の場合については、使用料を免除するものとする。

（1）河川管理者（大阪府）が使用する場合

（2）公共目的等で使用する場合で、協会が特別に認めるもの

（3）川の駅「はちけんや」の施設を利用して実施する事業で、協会が特別に認めるもの

4.使用料は毎月末に締めて、翌月末までに精算する。

5.使用料を改正する場合は、3 か月前までに使用者に通告すること

第 1 2 条（使用実績等の報告）

使用者は、別に定める報告書（様式 2）により使用期間における使用実績を協会に報告するものとする。

第 1 3 条（損害責任）

案内所及びコミュニティスペース内における盗難、破損及び事故等による被害について、当協会ではその補償等一切の責任を負わないものとする。また、使用者及び使用者が召集した来場者が案内所及びコミュニティスペースの設備及び機器等を破損した場合は弁償しなければならない。

第 1 4 条（協議）

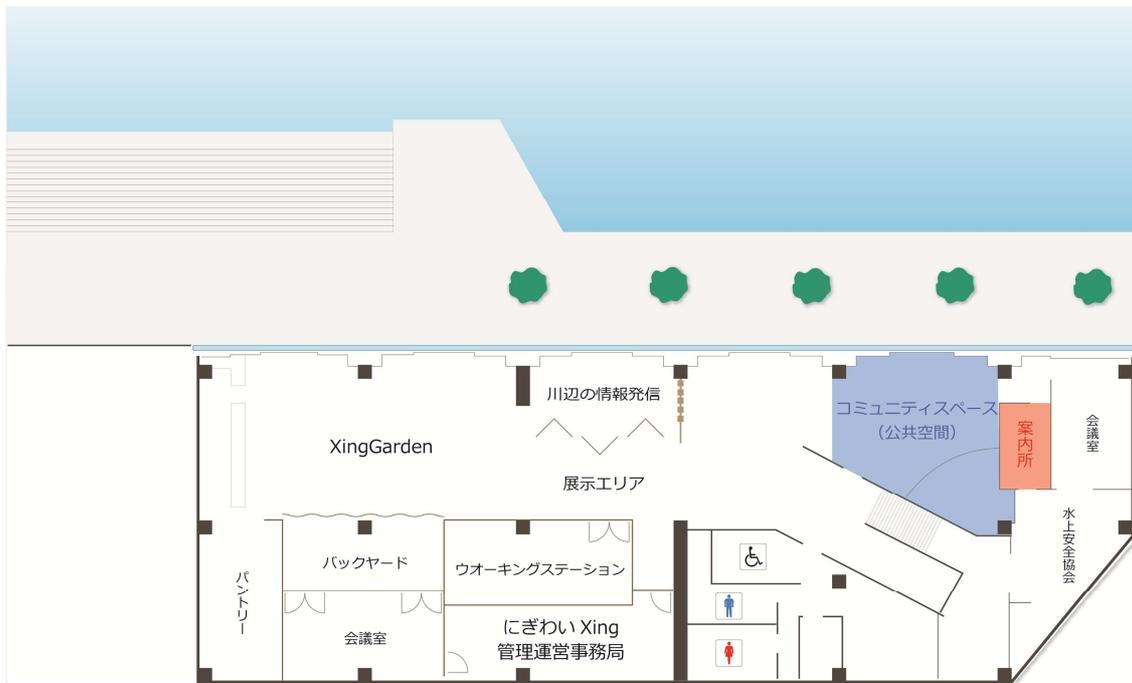
協会は、本規程に定めるもののほか、施設の維持管理等に必要な事項について、河川管理者（大阪府）及び株式会社はちけんやと協議して定めることができるものとする。

2.案内所及びコミュニティスペースの使用に関する使用者からの苦情及び改善要求は書面にて協会に申し入れし、協議のうえ解決するものとする。

附則

この規程は平成 2 5 年 7 月 1 5 日より施行する。

川の駅「はちけんや」
はちけんや案内所・コミュニティスペース位置図



はちけんや案内所及びコミュニティスペース 使用料金表

1.基本料金（税込）

区分	使用時間	料金
1時間	9:00～22:00の間	500円
半日	午前 9:00～13:00(4時間) 午後 13:01～17:00(4時間) 夜間 17:01～22:00(5時間)	2,000円
1日	9:00～22:00	4,000円
1か月		60,000円
1か年		800,000円

2.乗船券販売歩合金

観光船の乗船券を販売した場合は、以下の金額をNPO法人大阪水上安全協会に納入するものとする。

- ・乗船者 大人 1名につき 20円
- ・乗船者 子供 1名につき 10円

3.乗船券以外の販売歩合金

はちけんや案内所及びコミュニティスペースで行う事項について、参加費の徴収や物販等乗船券以外の販売を行った場合は、売上金の10%をNPO法人大阪水上安全協会に納入するものとする。

上記、基本料金と乗船券販売歩合金、乗船券以外の販売歩合金を合算し使用料の合計とする。